

営業秘密保護推進研究会 会員規約

第一条（総則）

営業秘密保護推進研究会（以下、本会）の会員は、設立趣旨に賛同する法人、団体、及び個人とし、研究会規約を遵守し、設立の目的達成に向けて、相互に協調、協力するものとする。

第二条（会員規約の適用）

この会員規約(以下「本規約」という)は、本会及び会員との関係に適用する。本会では、入会申請書をお預かりした時点で、本規約を承認したものとみなす。

第三条（会員の種類及び権利）

本会の会員の種類とその権利を以下のとおりとする。

- (1) 会員の種類は、事務局会員、正会員、賛助会員、個人会員とする。
- (2) 事務局会員は、本会の趣旨に賛同する法人、団体とし、事務局会議を構成するとともに、総会において表決権を持ち、また分科会の活動に参加することができる。
- (3) 正会員は、本会の趣旨に賛同する法人、団体とし、総会において表決権を持ち、また分科会の活動に参加することができる。
- (4) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する大学法人、その他事務局会議にて認可された団体とし、総会、分科会の活動に参加することができる。
- (5) 個人会員は、本会の趣旨に賛同する個人とし、総会、分科会の活動に参加することができる。

第四条（入会手続き）

本会の会員になろうとする者は、次の書類を本会事務局に提出し、本会の事務局会議の承認を得なければならない。

- (1) 入会申請書
- (2) 基本情報登録票

2 本会の事務局会員になろうとする者は、参加意向を書面により本会事務局に提出し、全ての事務局会員の合意を得た後、事務局会員との間で本会運営に関する合意書を取り交わさなければならない。

第五条（入会の承認）

会員の入会については事務局会議がこれを審査し、承認する。事務局会議は承認後速やかに会員登録を行い、当該会員に手続きの完了を通知する。

なお、本会の会員になろうとする者が次の場合に該当するとき、事務局会議は入会を拒否することができる。

- (1) 入会申請をした法人、団体が、法令もしくは公序良俗に反する事業を行いまはこれを行おうとしている場合
- (2) 入会申請手続きに不備のある場合
- (3) 本会より除名処分を受けたことがある場合

第六条（入会日）

入会を認められた者は、入会承認の日をもって本会の会員となる。

第七条（会費等）

本会においては、入会にあたっての入会費および年会費は徴収しない。

- 2 ただし、分科会参加にあたっては、分科会参加費ないしは年会費が発生する。
- 3 分科会参加費ないしは年会費についての細則は、分科会開始前に別途定める。
- 4 なお、賛助会員については、分科会参加にあたっての費用は免除されるものとする。

第八条（届出事項の変更）

会員は入会時に届出た事項に変更があったときは、変更内容を証する書面を添付の上、本会に対し、これを届出なければならない。

第九条（会員資格の喪失） 本会の会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名処分を受けたとき
- (3) 会員が解散もしくは破産したとき
- (4) 本会が解散したとき

第十条（退会）

本会を退会しようとする会員は、退会届に必要事項を記入のうえ提出することで本会を退会できるものとする。

第十一条（除名）

事務局は会員が次のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損する行為またはこれに類似する行為があったとき
- (2) 本会の規約等に違反する行為があったとき
- (3) 会費を6ヶ月以上滞納したとき

第十二条（秘密保持義務）

「秘密情報」とは、本会または会員（以下「開示者」という）から他の当事者（以下「被開示者」という）に対して、秘密と指定の上開示される一切の情報をいう。

2 前項の秘密情報には以下の各号の一に該当するものを含まないものとする。

- (1) 開示されたとき既に公知であったもの。
- (2) 開示後被開示者の責に帰さない事由により公知になったことを証明したもの。
- (3) 開示されたときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの（被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの等）。
- (4) 開示後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの。

3 被開示者は、開示者から被開示者に対して、秘密と指定の上開示される一切の情報を、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏えいしないものとする。

第十三条（損害賠償）

本会の運営に関し、会員の責に帰すべき事由により相手方が損害を受けた場合、当該会員は、相手方に対しその損害を賠償するものとする。

第十四条（規約の改定）

本規約の改定は事務局会議の決議による。

第十五条（その他）

本規約に定めのない事項については事務局会議において別途定める。

附則

1. 本規約は平成27年12月14日より施行する。